

平成 29 年 7 月 7 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
高速増殖原型炉もんじゅ  
所 長 安部 智之

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の  
読み替えについて（連絡）

平成 29 年 3 月 28 日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成 29 年 7 月 1 日付け人事異動、原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表（別冊）

読み替え前（平成 29 年 4 月 1 日修正版）			読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）			理由
別表 2-1-1 原子力防災要員の職務と配置			別表 2-1-1 原子力防災要員の職務と配置			
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	人事異動に伴う変更
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 対外対応班長（技術総括課長）  他 2 名（技術総括課員、危機管理課員）	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 対外対応班長（技術総括課長）  他 2 名（技術総括課員、危機管理課員）	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長（副所長） 副本部長（品質保証室長）  他 2 名（技術総括課員、プラント保全部員）	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長（副所長） 副本部長（品質保証室長）  他 2 名（技術総括課員、プラント保全部員）	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （業務管理部 広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （業務管理部広報課技術副主幹）  他 2 名（業務管理部員）	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （業務管理部 広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （業務管理部広報課技術副主幹）  他 2 名（業務管理部員）	
もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長）  他 2 名（安全管理課員、環境監視課員）	もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長）  他 2 名（安全管理課員、環境監視課員）	
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長（プラント管理部長） 運転班長（発電課長）  他 2 名（発電課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長（プラント管理部長） 運転班長（発電課長）  他 2 名（発電課員）	
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 放射線管理班長（安全管理課長）  他 2 名（管理課員、プラント保全部員）	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班長（運営管理部長） 放射線管理班長（安全管理課長）  他 2 名（管理課員、プラント保全部員）	
放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（ <b>安全管理課技術副主幹</b> ）  他 2 名（プラント保全部員）	放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（ <b>安全管理課マネージャー</b> ）  他 2 名（プラント保全部員）	
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長）  他 2 名（管理課員、安全管理課員）	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長）  他 2 名（管理課員、安全管理課員）	
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 敦賀事業本部事務所	補修班長（プラント保全部長） 敦賀対策本部資材調達班長 （業務管理部調達課長）  他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 敦賀事業本部事務所	補修班長（プラント保全部長） 敦賀対策本部資材調達班長 （業務管理部調達課長）  他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）	
もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班長（危機管理課長） 総務班員（管理課副主幹）  他 2 名（管理課員、プラント保全部員）	もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班長（危機管理課長） 総務班員（管理課副主幹）  他 2 名（管理課員、プラント保全部員）	

読み替え前（平成 29 年 5 月 1 日修正版）	読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）	理 由																																				
<p style="text-align: center;">別表 2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="151 403 1178 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 403 261 506">代行 順位</th> <th data-bbox="261 403 1178 506">副原子力防災管理者※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 506 261 609">①</td> <td data-bbox="261 506 1178 609">所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 609 261 672">②</td> <td data-bbox="261 609 1178 672">所長代理（運営管理）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 672 261 735">③</td> <td data-bbox="261 672 1178 735">副所長（特命事項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 735 261 798">④</td> <td data-bbox="261 735 1178 798">副所長（プラント保全）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 798 261 861">⑤</td> <td data-bbox="261 798 1178 861">プラント管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 861 261 924">⑥</td> <td data-bbox="261 861 1178 924">品質保証室長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 924 261 987">⑦</td> <td data-bbox="261 924 1178 987">運営管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 987 261 1079">⑧</td> <td data-bbox="261 987 1178 1079">運営管理部次長</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="151 1123 1178 1197">※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。</p>	代行 順位	副原子力防災管理者※	①	所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）	②	所長代理（運営管理）	③	副所長（特命事項）	④	副所長（プラント保全）	⑤	プラント管理部長	⑥	品質保証室長	⑦	運営管理部長	⑧	運営管理部次長	<p style="text-align: center;">別表 2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="1362 403 2389 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="1362 403 1472 506">代行 順位</th> <th data-bbox="1472 403 2389 506">副原子力防災管理者※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1362 506 1472 609">①</td> <td data-bbox="1472 506 2389 609">所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 609 1472 672">②</td> <td data-bbox="1472 609 2389 672">所長代理（運営管理）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 672 1472 735">③</td> <td data-bbox="1472 672 2389 735">副所長（特命事項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 735 1472 798">④</td> <td data-bbox="1472 735 2389 798">副所長（プラント保全）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 798 1472 861">⑤</td> <td data-bbox="1472 798 2389 861">プラント管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 861 1472 924">⑥</td> <td data-bbox="1472 861 2389 924">品質保証室長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 924 1472 987">⑦</td> <td data-bbox="1472 924 2389 987">運営管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1362 987 1472 1079">⑧</td> <td data-bbox="1472 987 2389 1079">運営管理部次長 <u>（危機管理）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1362 1123 2389 1197">※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。</p> <p data-bbox="1362 1207 2389 1281"><u>※次長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。</u></p>	代行 順位	副原子力防災管理者※	①	所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）	②	所長代理（運営管理）	③	副所長（特命事項）	④	副所長（プラント保全）	⑤	プラント管理部長	⑥	品質保証室長	⑦	運営管理部長	⑧	運営管理部次長 <u>（危機管理）</u>	<p data-bbox="2490 976 2858 1008">記載の明確化</p> <p data-bbox="2490 1218 2858 1249">記載の明確化</p>
代行 順位	副原子力防災管理者※																																					
①	所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）																																					
②	所長代理（運営管理）																																					
③	副所長（特命事項）																																					
④	副所長（プラント保全）																																					
⑤	プラント管理部長																																					
⑥	品質保証室長																																					
⑦	運営管理部長																																					
⑧	運営管理部次長																																					
代行 順位	副原子力防災管理者※																																					
①	所長代理（統括調整・品質保証・核物質防護）																																					
②	所長代理（運営管理）																																					
③	副所長（特命事項）																																					
④	副所長（プラント保全）																																					
⑤	プラント管理部長																																					
⑥	品質保証室長																																					
⑦	運営管理部長																																					
⑧	運営管理部次長 <u>（危機管理）</u>																																					

読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日修正版）	読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）	理 由
<p>別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD     A[国（警戒事態の判断があった場合）] -.-&gt; 連絡  B[もんじゅ 原子力防災管理者]     B --&gt; C[福 井 県]     B --&gt; D[敦 賀 市]     B --&gt; E[関係周辺都道府県]     B --&gt; F[関係周辺市町村]     B --&gt; G[福 井 県 警 察 本 部]     B --&gt; H[関係 周 辺 都 道 府 県 警 察 本 部]     B --&gt; I[その他関係機関]     B --&gt; J[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)]     B --&gt; K[原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)]     style K stroke:#f00,stroke-width:2px     </pre> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 防災業務計画等命令に係る通報先          → : 通報     </p>	<p>別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路</p> <pre> graph TD     A[国（警戒事態の判断があった場合）] -.-&gt; 連絡  B[もんじゅ 原子力防災管理者]     B --&gt; C[福 井 県]     B --&gt; D[敦 賀 市]     B --&gt; E[関係周辺都道府県]     B --&gt; F[関係周辺市町村]     B --&gt; G[福 井 県 警 察 本 部]     B --&gt; H[関係 周 辺 都 道 府 県 警 察 本 部]     B --&gt; I[その他関係機関]     B --&gt; J[敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)]     B --&gt; K[原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)]     style K stroke:#f00,stroke-width:2px     </pre> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 防災業務計画等命令に係る通報先          → : 通報     </p>	<p>原子力規制庁の組織名称変更等</p>

読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日 修正版）	読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日 以降 適用）	理由
<p style="text-align: center;">別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p style="text-align: center;">もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先  <span style="background-color: #e0e0e0; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 設置されている場合に連絡  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 電話  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px; margin-right: 5px;"></span> : FAX         </p>	<p style="text-align: center;">別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p style="text-align: center;">もんじゅ 原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部長）</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先  <span style="background-color: #e0e0e0; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 設置されている場合に連絡  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; margin-right: 5px;"></span> : 電話  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px; margin-right: 5px;"></span> : FAX         </p>	<p>原子力規制庁の組織名称変更等（以下、本頁において同じ。）</p>

読み替え前（平成 29 年 3 月 28 日 修正版）	読み替え後（平成 29 年 7 月 1 日以降適用）	理由
<p>別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部) 長</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>福井地方放射線モニタリング対策官事務所 (地方放射線モニタリング対策官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>：原災法第 10 条第 1 項 (又は原災法第 25 条第 2 項) に基づく通報先</p> <p>：設置されている場合に連絡</p> <p>→ : 電話</p> <p>-----&gt; : FAX</p>	<p>別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>もんじゅ 原子力防災管理者 (もんじゅ現地対策本部) 長</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (総括班、プラントチーム)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部 (内閣府内)</p> <p>：原災法第 10 条第 1 項 (又は原災法第 25 条第 2 項) に基づく通報先</p> <p>：設置されている場合に連絡</p> <p>→ : 電話</p> <p>-----&gt; : FAX</p>	<p>理由</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制庁の組織名称変更等 (以下、本頁において同じ。)</p>